

令和8年1月26日

関係事業者団体 御中

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 企画グループ

労務費転嫁指針の改正及び取適法に関する説明会の開催について

拝啓、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

関係事業団体の皆様には日頃より農林水産行政の円滑な推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

内閣官房と公正取引委員会では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」という。）を策定・公表しています。

今般、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で開催した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（同法の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法）に改正。）を踏まえて記載内容を見直すほか所要の修正が令和8年1月1日付けで行われました。

この度、関係事業者の皆様には労務費転嫁指針の改正内容及び取適法について御理解いただくため、公正取引委員会を講師に招き、別添のとおり説明会を開催いたします。

貴団体におかれましては、会員企業様へご案内をいただきますようお願い申し上げます。

【参考 HP（公正取引委員会）】

労務費転嫁指針 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

取適法 https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

敬具

開催概要

1. 日時：令和8年2月16日（月）14：00～15：00
2. 場所：オンライン開催（teamsを使用）
3. 対象：農林水産省関連団体及び団体傘下の事業者
4. 議事
 - （1）開会（農林水産省）
 - （2）労務費転嫁指針の改正及び取適法について（説明者：公正取引委員会）

参加方法

2月9日（月）までに、以下の申込フォームよりお申込みください。
説明会前日までに、申込時に記載いただいたメールアドレス宛に、teamsのオンラインリンクを送付します。
※先着で定員（1,000名）に達し次第、申込を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

<申込フォーム>



<https://forms.office.com/r/BuyEMBBh8B?origin=lprLink>

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ（電話：03-3502-5742）